

千代田エコシステム  
CES 認証(クラスⅢ)ガイド  
[改訂第3版]

2026(令和8)年版

2026年4月発行

(2026年4月一部改訂・発行)

(2025年5月一部改訂・発行)

(2024年5月発行)

一般社団法人 千代田エコシステム × 推進協議会

## 《目 次》

第1章 千代田エコシステム (CES) . . . . .	1
(1) CES とは . . . . .	1
(2) 本ガイドについて . . . . .	1
第2章 千代田区の実践について . . . . .	2
(1) 千代田区気候非常事態宣言 . . . . .	2
(2) 「2050 ゼロカーボンちよだ」に向けて . . . . .	3
第3章 CES クラスⅢの全体の流れ . . . . .	4
第4章 CES クラスⅢの導入、運用の流れ . . . . .	5
第5章 CES クラスⅢ段階別の実施事項 . . . . .	6
【資料編】 CES クラスⅢ様式集	
様式 3-1 現状確認表 . . . . .	10
様式 3-2 計画表・実績表 . . . . .	11
様式 3-3 実行チェックシート . . . . .	12
様式 3-4 教育実施報告書 . . . . .	14
様式 3-5 情報記録書 . . . . .	15
様式 3-6 問題解決報告書 . . . . .	16
様式 3-7 活動報告書 . . . . .	17

## 第1章 千代田エコシステム（CES）

### （1）CESとは

CESとは、千代田エコシステム（Chiyoda Eco System）の略称で、区にかかわるすべての人々が取り組みやすい環境マネジメントシステムをいいます。

環境マネジメントシステム（以下、「EMS」という。Environmental Management Systemの略称）とは、「計画、実行、評価、見直し」の繰返しにより、環境により良い行動を継続的に行う仕組みをいいます。

CESには、クラスⅠ、Ⅱ、Ⅲの3つの仕組みがあり、対象者別に実施事項を定めています。

#### ①クラスⅠ：「ちよエコヒーロー宣言」

個人向けの宣言の仕組みで、区内在住・在勤・在学者が対象となります。

#### ②クラスⅡ：「ちよエコ未来企業宣言」／「ちよエコ未来事業者宣言」

主に中小企業向けの宣言の仕組みで、区内の事業者が対象となります。

#### ③クラスⅢ：「環境マネジメントシステム（EMS）」

千代田区独自のEMSで、区内の事業者が対象となります。

本ガイドは、クラスⅢの導入、運用に必要な手順等を定めたものです。

### （2）本ガイドについて

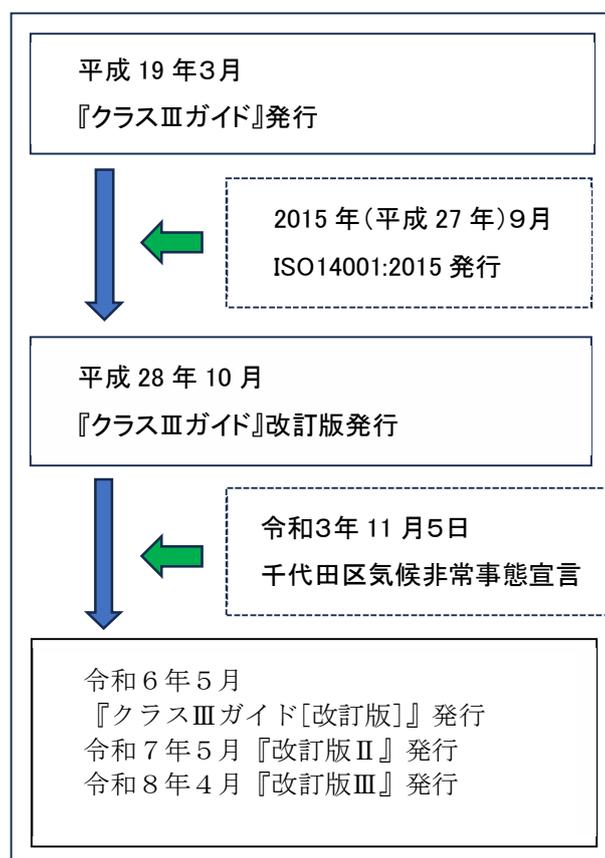
『CESクラスⅢガイド』は、平成19年3月に区内の事業者を対象としたEMSとして、国際規格ISO14001:2004等を参照しつつ作成し、発行しました。

その後、平成28年10月にISO14001:2015の発行に伴い、同規格に準拠したEMSに改訂しました。

一方、千代田区では、令和3年11月5日に気候非常事態宣言（2ページ参照）により、「2050ゼロカーボンちよだ」を掲げ、2050年までに区内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すこととしています。

本ガイドは、事業者が千代田区と共に「2050ゼロカーボンちよだ」を目指すにあたり、CESを活用して組織的に実施していくための参考書として令和6年5月に改訂・発行し、その後、令和7年5月および令和8年4月に一部改訂を行い、改訂版を発行したものです。

本ガイドでは、CESクラスⅢの導入、運用の際に必須となる「実施事項」と、実施することが望ましい「推奨事項」に分類して記しています。



◎実施事項：必須事項のため、CES監査（4ページ参照）では、監査の対象となる。

○推奨事項：必須事項ではないが、事業者がEMSで採用している場合は、監査の対象となる。

## 第2章 千代田区の取組みについて

### (1) 千代田区気候非常事態宣言



#### 千代田区気候非常事態宣言 ～持続可能なまちゼロカーボンちよだに向けて～

近年、大型台風や集中豪雨、記録的な猛暑など、気候変動の影響によると考えられる異常気象が頻発し、甚大な被害が発生しています。

本区においても猛暑による熱中症や台風などによる水害のリスクに直面するなど、区民生活に多大な影響をもたらしています。

これらは、排出され続けている二酸化炭素の増加による地球温暖化の影響と言われており、今後も気候変動の影響による被害の頻発化、激甚化が予測され、もはや気候危機というべき非常事態に直面しています。

本区は、我が国の政治・経済の中心地として多くのエネルギーを消費し、大量の二酸化炭素を排出しています。

一方で、本区には気候変動について、先進的な技術や知見を有し、主体的に取り組む企業、団体、人々が多く存在します。

今こそ、気候非常事態の危機感を共有し、二酸化炭素の排出量を削減して地球温暖化をくい止める行動と、気候変動の影響による被害から生命、財産、生活を守るための取組みを進め、SDGsが掲げる持続可能な社会を実現しなければなりません。

本区は、ここに気候非常事態を宣言し、「2050ゼロカーボンちよだ」を掲げ、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指します。

そして、皇居を中心に緑と水辺が豊かな都心千代田区を、子どもたちやさらに未来の人々に引き継いでまいります。

令和3年11月5日

千代田区長 樋口 高 顕

(2) 「2050 ゼロカーボンちよだ」に向けて

千代田区では、2050年までにCO2排出量実質ゼロを実現するため、条例や計画に基づき取組みを推進しています。

① 「千代田区地球温暖化対策条例」を改正

地球温暖化対策における基本理念や取組み、基本となる考え方、区・区民・事業者の責務等を定める条例（平成19年12月制定、令和3年10月改正）

令和3年10月に改正した主な内容

ア 2050年までに「二酸化炭素排出量実質ゼロを達成する脱炭素社会の実現に向けた取組みの推進」を「基本理念」に掲げる。

イ 気候変動適応法で努力義務とされている「地域気候変動適応計画」を策定

ウ 再生可能エネルギー導入の取組みを地球温暖化配慮行動の一つとして位置付け

② 「千代田区地球温暖化対策地域推進計画2021」・「千代田区気候変動適応計画2021」を策定

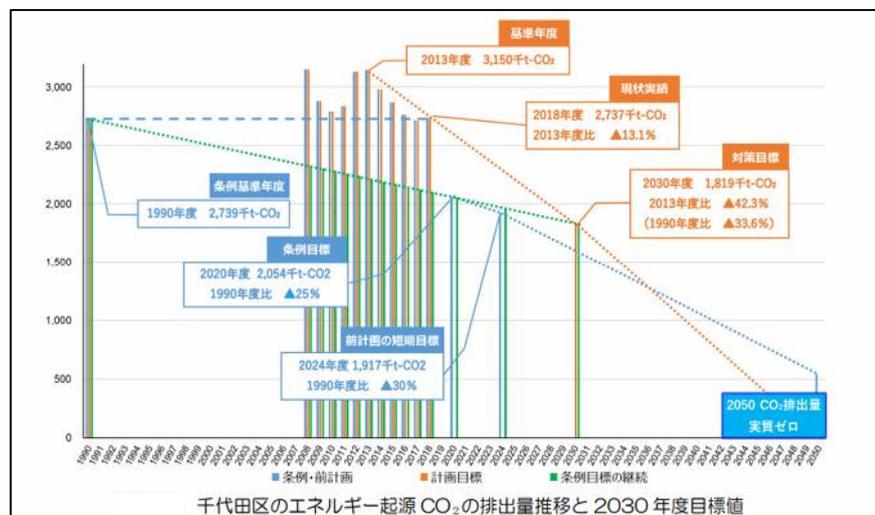
ア 千代田区地球温暖化対策地域推進計画2021（令和3年11月策定）

地球温暖化対策における将来像、目標、基本方針や施策・事業などを定める計画

【計画期間】2021（令和3）年度～2030（令和12）年度

【将来像】2050 ゼロカーボンちよだ

【対策目標】2030年度までに区内のエネルギー起源CO2（発電及び熱発生に伴って発生する二酸化炭素）総排出量を42.3%削減（2013年度比）



イ 千代田区気候変動適応計画2021（令和3年11月策定）

気候変動適応に関する基本的な考え方、基本方針や施策・事業などを定める計画

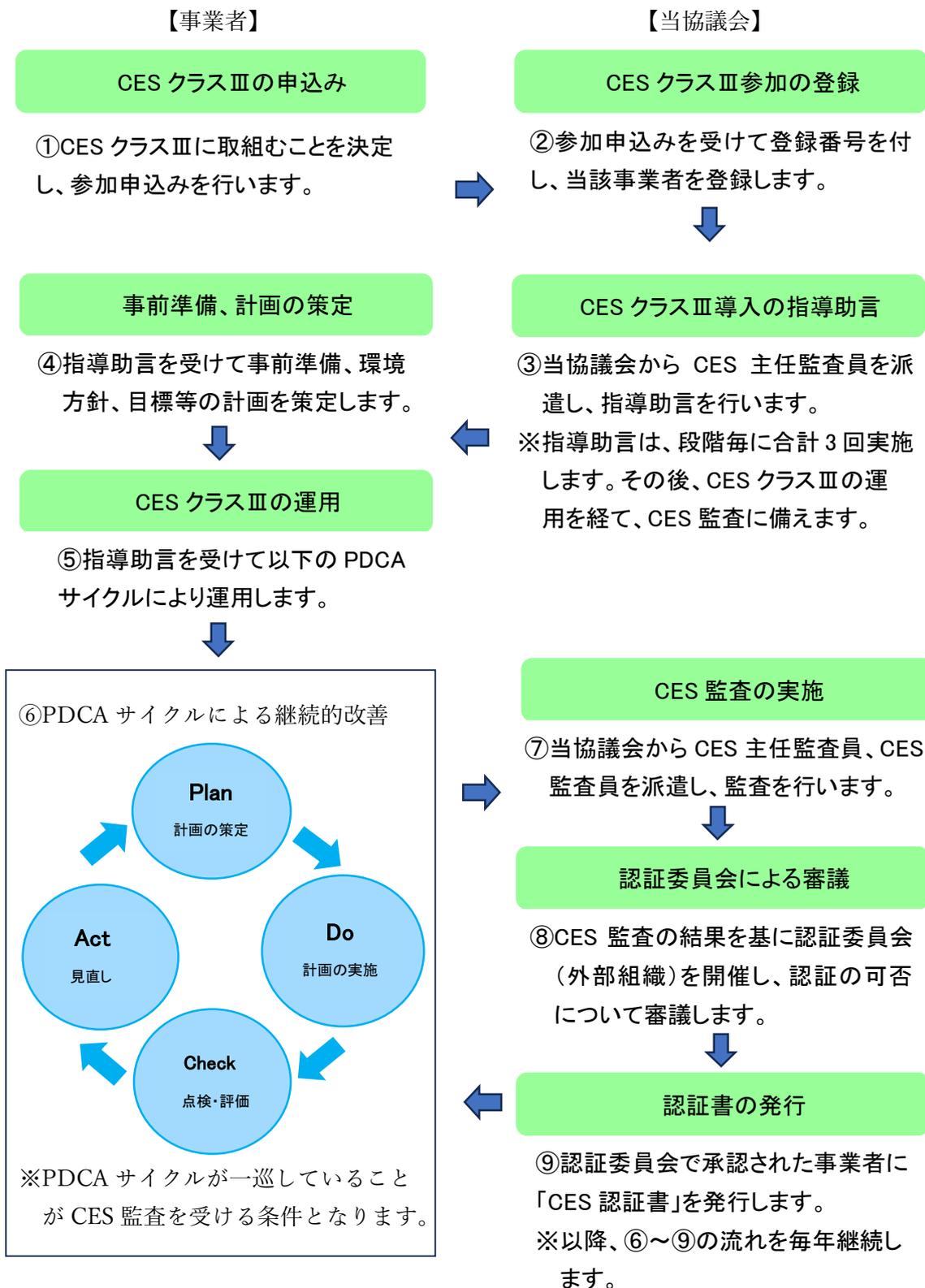
【計画期間】2021（令和3）年度～2030（令和12）年度

【将来像】いつまでも安心して住み働き続けられる強く魅力あるまち

【対策分野】自然災害、健康、水資源・水環境、生活、産業・経済活動、自然生態系

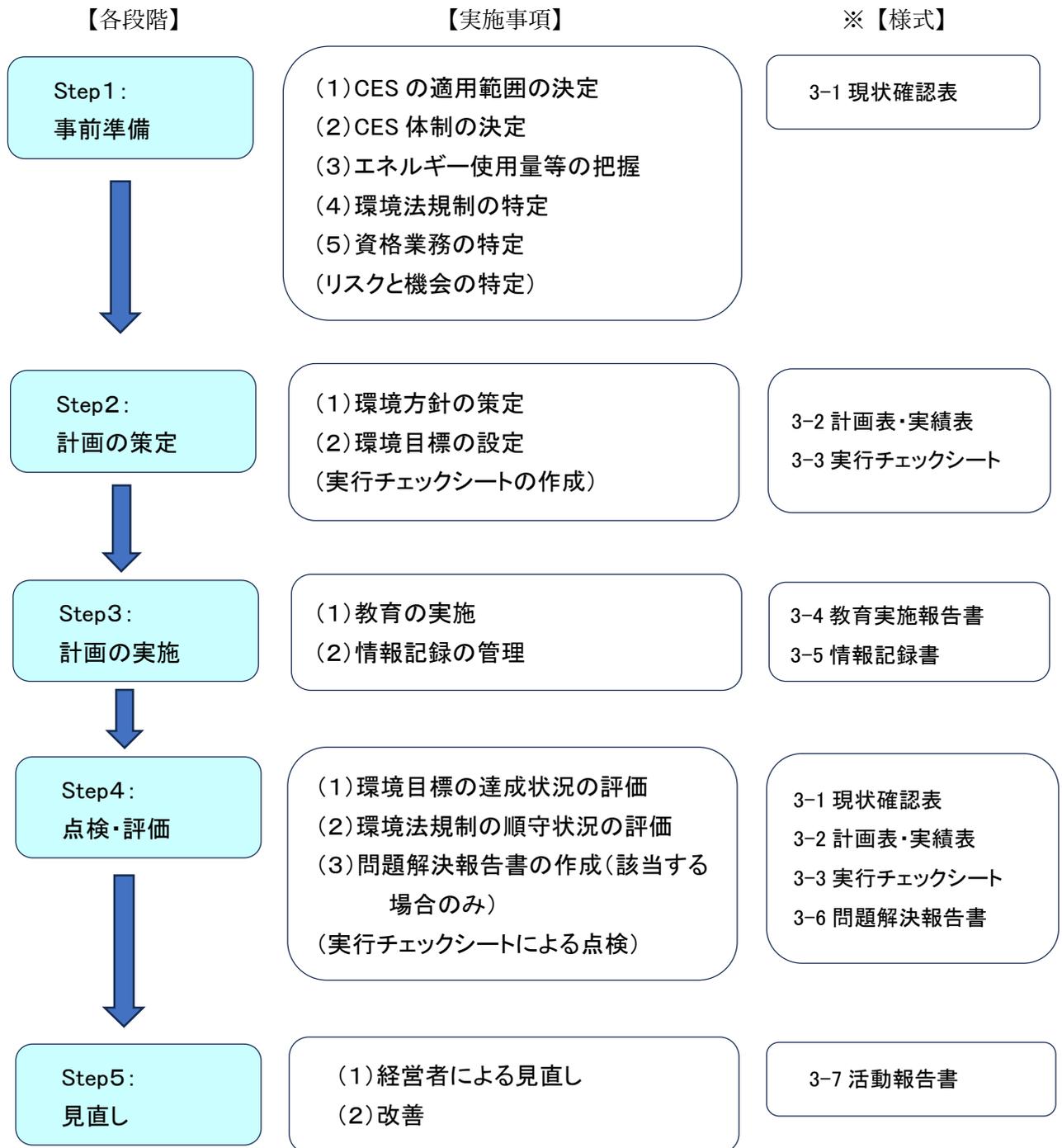
### 第3章 CES クラスⅢの全体の流れ

CES クラスⅢの申込みから認証取得までの流れは、次のとおりです。



## 第4章 CES クラスⅢの導入、運用の流れ

CES クラスⅢの導入、運用の流れは、次のとおりです。



※様式の使用は任意であり、実施事項を満たしていれば、当該事業者によるものでも可とする。

## 第5章 CES クラスⅢ段階別の実施事項

CES クラスの段階別の実施事項（推奨事項を含む）は、以下のとおりです。

### Step 1：事前準備

#### （1）CES の適用範囲の決定

◎事業者は、CES を適用する事業所、対象となる人及び事業内容を決定すること。

#### （2）CES 体制の決定

◎経営者は、CES の運用にかかわる責任者及び担当者を決定すること。

#### （3）エネルギー使用量等の把握

①事業者は、事業所におけるエネルギー使用量等を把握し、二酸化炭素排出量を算定すること。

項目：電気、ガス、灯油、軽油、重油、LPG、天然ガス（LNG）、ガソリン

②事業者は、事業所におけるエネルギー使用量等を把握すること。

項目：上水道、下水道、用紙の使用量/一般廃棄物、産業廃棄物の排出量

※二酸化炭素排出量の算定については、資料1「二酸化炭素排出量の算定方法について」を参照。

#### （4）環境法令等の特定

◎事業者は、事業活動に伴い適用を受ける環境法令等を特定すること。

また、事故や緊急事態の発生により、環境に有害な影響を及ぼす事項を特定し、必要と判断した場合は、「緊急事態対応手順書」を作成すること。

緊急事態の例：火災の発生による設備等の消失、重油等の漏洩による土壌汚染、毒物・劇物の漏洩による健康被害の発生

※環境法令等の特定については、資料2「環境法令等一覧表」を参照。

#### （5）資格業務の特定

◎事業者は、毒物・劇物の取扱い等の資格を有する業務を特定すること。

#### （6）リスクと機会の特定

○事業者は、事業活動に伴う環境上のリスク（潜在的で有害な影響を及ぼすもの）と機会（潜在的で有益な影響を及ぼすもの）を特定すること。

リスクの例：自然災害による設備等の故障、労働災害・事故による事業活動の停止、環境法令の制定・改正への未対応による順守の逸脱

機会の例：CES 認証取得による企業イメージの向上、千代田区の環境イベントへの参加機会の創出、CES 監査を通じた EMS の改善

## Step 2：計画の策定

### (1) 環境方針の作成

◎経営者は、次の事項を含めて、環境方針を作成すること。

- ①対象となる事業内容を明確にする。
- ②環境目標を設定し、見直しを行う。
- ③環境法規制を順守する。
- ④気候変動に対して取組むこと、または、脱炭素社会を目指して取組むこと。

※「2050 ゼロカーボンちよだ」を目指して取組むと表記しても可。

◎環境方針を公表すること。

### (2) 環境目標の設定

◎事業者は、環境方針、エネルギー使用量等の把握、二酸化炭素排出量の算定結果から、排出量の削減に関する環境目標を設定すること。

○事業者は、2050年までの脱炭素社会を目指すことを視野に入れて、長期的な視点により、環境目標を設定すること。

### (3) 実行チェックシートの作成

○事業者は、環境目標の実施状況を点検するためのチェックシートを作成すること。

※取組内容については、資料3「CES活動における行動の具体例」を参照。

## Step 3：計画の実施

### (1) 教育の実施

◎経営者または責任者は、次の事項について、対象となる人に周知し、認識させること。

- ①環境方針
- ②環境目標と達成するための取組み
- ③順守する環境法令等
- ④経営者からの改善の指示

### (2) 情報記録の管理

◎事業者は、事業所内で環境に関する提案事項等があった場合は記録すること。

また、事業所外からの苦情や要望等に対応した場合は、記録すること。

## Step 4：点検・評価

### (1) 環境目標の達成状況の評価

◎事業者は、環境目標の達成状況を定期的に評価すること。

### (2) 環境法規制の順守状況の評価

◎事業者は、環境法規制の順守状況を定期的に評価すること。

### (3) 問題解決報告書の作成

◎事業者は、次のいずれかの事項に該当する場合は、問題解決報告書を作成すること。

- ①環境目標に対し、上半期・下半期ともに達成できていない場合
- ②年間を通して環境目標が達成できていない場合
- ③環境法規制が順守されていない場合
- ④緊急事態が発生した場合

(4) 実行チェックシートによる点検

○事業者は、環境目標を達成するための実行チェックシートの結果を評価すること。

Step 5：見直し

(1) 経営者による見直し

◎経営者は、EMS の運用の結果をもとに見直しを行い、次の事項を決定すること。

- ①環境方針の変更の有無
- ②次年度の環境目標のあり方
- ③EMS の導入、運用における改善の指示

(2) 改善

◎責任者及び担当者は、経営者による見直しの結果を受けて、EMS を改善すること。

# 【資料編】

## CES クラスIII 様式集

## 現状確認表

作成日: \_\_\_\_\_

作成者: \_\_\_\_\_

## 1 適用範囲

所在地	
対象者	
事業内容	

## 2 GESの体制

CES責任者	
CES担当者	

## 3 エネルギー使用量

エネルギー種別	使用量等	排出係数 (調整後排出係数)	CO2排出量 (kg-CO2)
電気	(契約先): 記載例) 東京電力 エナジーパートナー様 36,000 Kwh	0.421 <sup>※</sup>	15,156
ガス			0
灯油			0
軽油			0
重油			0
LPG			0
LNG			0
ガソリン			0
合計			15,156
水道(上下)			
用紙			
一般廃棄物			
産業廃棄物			

## 4 環境法令等

環境法令等の名称	遵守事項	緊急事態の有無	遵守確認日	確認結果

## 5 有資格業務

業務名	資格の名称	資格者氏名	研修等の受講実績

## 6 リスクと機会(推奨事項)

リスク	
機会	

※CO<sub>2</sub>排出係数は変動するため、あくまで参考値です。実数に計算する場合は、環境省の排出係数一覧をご覧ください。

20240125 改定





実行チェックシート

《自己評価基準》

- 5: 10割実行できた
- 4: 8割実行できた
- 3: 5割実行できた
- 2: 3割実行できた
- 1: 1割実行できた
- 0: 実行できなかった

作成日: \_\_\_\_\_

作成者: \_\_\_\_\_

取組分野	取組内容	担当者氏名			平均値
		例)山田 太郎	例)山田 花子	例)千代田昌平	
日常的なエネルギー行動	照明	4	3	4	3.7
	空調				0
	OA機器類				0
	給湯器・電気ポット				0
	車の使用				0
	その他				0
その他の環境保全行動	ガスの使用量の削減				0
	水使用量の削減				0
	紙の使用量の削減				0
	ごみの分別・削減、リサイクル				0
	マイバック、水筒・マイカップ、マイ箸等の使用				0
	照明				0
省エネルギー運転の推進	空調				0
	換気				0
	給湯				0
	エレベーター				0
	照明				0
保守点検の徹底	空調				0
	給湯				0
機器使用の省エネ目標によるエネルギー管理					0

## 教育実施報告書

作成日：\_\_\_\_\_

作成者：\_\_\_\_\_

教育の名称			
実施日時			
実施場所			
教育の内容			
講師等の氏名		使用教材	
受講者氏名 (氏名を全て記入)			
教育の有効性評価 (講師または受講者が記入)			

## 情報記録書

期間： ～

	対応日	内 容	対 応
1		(申入れ者： ) (受付： )	( / 対応者 )
2		(申入れ者： ) (受付： )	( / 対応者 )
3		(申入れ者： ) (受付： )	( / 対応者 )
4		(申入れ者： ) (受付： )	( / 対応者 )
5		(申入れ者： ) (受付： )	( / 対応者 )
6		(申入れ者： ) (受付： )	( / 対応者 )
7		(申入れ者： ) (受付： )	( / 対応者 )
8		(申入れ者： ) (受付： )	( / 対応者 )
9		(申入れ者： ) (受付： )	( / 対応者 )
10		(申入れ者： ) (受付： )	( / 対応者 )

20240501

## 問題解決報告書

作成日： \_\_\_\_\_

作成者： \_\_\_\_\_

概要	1. 発生日時
	2. 事態の区分
	<input type="checkbox"/> 目標の未達成 <input type="checkbox"/> 環境法令等順守の逸脱 <input type="checkbox"/> 緊急事態の発生 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	3. 問題の内容 (あるがままの状況を明確にすること)
原因	
問題解決策	(1)応急処置、環境影響の緩和処置など 実施日： 月 日 実施者：
	(2)再発防止 (原因への対応策) 実施日： 月 日 実施者：
(緊急事態の場合) 手順書の検討	(1)手順書の有無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	(2)手順書の作成又は改訂の要否 <input type="checkbox"/> 改訂の要あり <input type="checkbox"/> 作成の要あり <input type="checkbox"/> 改訂も作成も要なし
	(3)手順書の作成又は改訂の説明
CES責任者 確認欄	

20240501

## 活動報告書

作成日：\_\_\_\_\_

作成者：\_\_\_\_\_

## 添付書類

- 様式3-1\_現状確認表
- 様式3-2\_計画表・実績表
- 様式3-3\_実行チェックシート
- 様式3-4\_教育実施報告書
- 様式3-5\_情報記録書
- 様式3-6\_問題解決報告書
- CES監査報告書（外部資料）

## 1 年間活動のまとめ

(1) 前回の経営者による見直しの際の改善事項への対応

(2) CES監査による指摘事項に関する処置

不適合：

要改善：

指導助言：

(3) 法令等の変更

## 2. 経営者による見直し

(1) 環境方針の変更の有無

(2) 次年度の環境目標のあり方

(3) EMSにおける改善事項

一般社団法人 千代田エコシステム推進協議会

千代田エコシステム(CES)の普及・促進を目的に、2008年(平成20年)に設立。2016年(平成28年)4月に一般社団法人として再スタートした会員組織で、千代田区内の企業、学校、商店、個人が会員となっている。環境活動に参加意欲のある組織、個人を幅広く募集中。

URL:<https://chiyoda-ces.jp>

千代田エコシステム

CES 認証(クラスⅢ)ガイド

[改訂第3版]

2026(令和8)年版

2026年4月

発行:一般社団法人 千代田エコシステム推進協議会

郵便番号:〒102-8688

所在地:東京都千代田区九段南1-2-1

千代田区役所5階

電話:03(5211)5085

FAX:03(3221)3405

E-mail:info@chiyoda-ces.jp